

いなべ市 議会だより

第38号

平成25年8月1日

発行
三重県いなべ市議会
編集
議会広報編集委員会



6月定例議会

- みんなで支え合う災害対策基本条例
- 教育民生常任委員会視察研修
- 議会運営委員会、
議会広報編集委員会視察研修
- 政務調査費の報告
- 全国市議会議長会表彰

いなべ市議会初、議員提案による政策条例

「いなべ市みんなで支え合う」

いなべ市議会は6月定例議会において、市の災害対策の理念をうたった議員提案による「いなべ市みんなで支え合う災害対策基本条例」の審査・審議を行い、6月21日の本会議で賛成多数をもって可決成立しました。

主な内容と条文は以下のとおりです。

条例の章立て

- 第1章 基本となるきまり（第1条－第4条）
- 第2章 自分の命は自分で守ろう（第5条－第6条）
- 第3章 みんなで助け合おう（第7条－第11条）
- 第4章 市、市議会の果たす役割（第12条－第21条）

条例の基本となるきまり

第1章 第3条（基本となる考え方）

- (1)「全ての人は、自分の命は自分で守ろう。」という考え方（自助）
- (2)「全ての人は、相互に助け合い、互いを災害から守ろう。」という考え方（共助）
- (3)「市、市議会は、全ての人を災害から守る役割を果たします。」という考え方（公助）

この3本柱の考え方を共有し、条例の名前のとおり「みんなで支え合う防災対策」に取り組むことの必要性をうたっています。

※議員提案……地方議員には地方自治法第112条により議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができます。全国的にも議員提案による政策条例の制定が増えています。



員弁川第二頭首工

増水状況



小滝川砂防堰堤

防災対策

災害対策基本条例」が制定される

～自助、共助、公助を基本に～

いなべ市みんなで支え合う災害対策基本条例（一部抜粋）

第2章 自分の命は自分で守ろう

（市民としての備え）

第5条 市民は、この条例の基本となる考え方に沿って、災害の予防のため、次に掲げる事項について、自ら災害に備えましょう。

- （1）自分が住んでいる家その他責任のある物の安全性の確保
- （2）家具の転倒防止
- （3）出火の防止
- （4）初期対応に必要な用具の準備
- （5）災害時に自分が必要とする飲料水、食料等の備蓄と確保
- （6）避難経路、避難場所と避難方法についての確認
- （7）災害時の連絡先と連絡方法についての確認
- （8）防災情報の収集

第3章 みんなで助け合おう

（災害時要援護者の援護）

第9条 市民と自主防災組織と事業者は、災害時要援護者の安全を確保できるよう努めましょう。

（災害対策事業や消防団員確保への協力）

第10条 市民と事業者は、市などが実施する災害対策事業や消防団員の確保に協力しましょう。

第4章 市、市議会の果たす役割

（市の基本的な責任と義務）

第12条 市は、災害予防と災害が発生した際の応急

対策、復旧に関する必要な対策を推進し、地域防災体制の整備を行い、市民の生命・身体と財産を災害から守り、その安全を確保するよう努めなければなりません。

- 2 市は、市民等と連携協力し、消防組織を充実させ、人材確保と後継者の育成に努め、自主防災組織等へ必要な支援を行い、地域の災害対策活動を促進しなければなりません。
- 3 市は、国や県などの地方公共団体や関係機関との連携協力を努めなければなりません。
- 4 市は、市の職員の防災に関する知識及び技術の向上に努め、市の職員を災害対策要員として確保しなければなりません。
- 5 市は、災害に関する正確な情報を、速やかに、かつ、確実に収集し、市民、事業者をはじめ各関係機関に伝達しなければなりません。
- 6 市は、災害発生後の市民生活の再建、安定と復旧に向けた施策の推進を図らなければなりません。
（市議会の責任と義務）

第21条 市議会は、市民のかけがえのない命と暮らしを災害から守るため、防災に関する調査研究を行い、市の災害対策への助言及び提言を行わなければなりません。

- 2 市議会は、国や県の動向を踏まえつつ、地域の実情に合わせた市の防災対策の執行の把握と評価に努めなければなりません。
- 3 市議会は、復旧や復興のために市や県、国へ働きかけなければなりません。

※平成25年6月27日に公布され施行することとなりました。

常任委員会の議案審査

総務常任委員会での主な質疑

議会議員及びいなべ市長の選挙における 選挙公報の発行に関する条例の制定

Q 条例では「新聞折込等で選挙公報を容易に入手することができるよう努めなければならない」という表現になっている。特に若年層はインターネットの普及により新聞購読が低下しているが対策は。

A 市のホームページへの掲載は選挙の公正を保つことが可能なら考える。

新型インフルエンザ等対策本部条例の制定

Q 消防団などの出動は想定しているのか。

A 現在は行動計画を三重県が示していない。示された時点で検討したい。

Q どういう状況になった場合に、対策本部を立ち上げるのか。

A 新型インフルエンザで重大な被害になる症状が国内で発生した場合に、国が緊急事態宣言を発表する。緊急事態宣言は国から各都道府県に通知され、県から市町へ対策本部の設置の指令が入る。
指令に基づいて対策本部を設置する。

財産の取得について (いなべ公園整備事業用地)

Q 「遊歩道を設けランニングコースの整備をして集客も目的としていきたい」というが、集客目的であればさらに家族で楽しめるような遊具等の設置は考えているのか。

A 土地を取得して工事する。施工内容は、延長1,200メートル、幅2.5メートルの遊歩道を主としており、あずまや1カ所、ベンチ2カ所を設置する。遊具は考えていない。

Q 将来的には北側も購入し、1周できる計画があると聞いた。今後段階的に整備するのか。今回、北側を買えなかった理由は。

A 東側については土地開発公社の用地も固まっており、すでに境界立会も済ませて土地として整理されている。北側は個人と公社の土地が混在しており、境界も明確でないので整備できる状態ではない。

Q 今後の管理はどうか。

A いなべ公園の面積が7haほどあり、管理人が日々管理している。今回の4.2ha部分も同様に管理をしていく。



いなべ公園

平成25年度一般会計補正予算（第1号）

Q いなべブランド推進プロジェクト事業、元気づくりシステム全国発信事業費400万円の主管部署は。

A 主管は広報秘書課。約300万円は委託料。

Q 元気づくりは市民にだいぶ浸透してきが、普及率は。

A 平成25年3月現在、リーダー拠点自治会は52自治会。リーダーが315人。元気クラブの正会員、準会員合わせて664人。ほか法人3団体も参画している。

教育民生常任委員会での主な質疑

平成25年度一般会計補正予算（第1号）

Q 介護基盤緊急整備等特別対策事業として、小規模特別養護老人ホームへの補助事業を2法人、29床を予定しているが、効果は。

A 現在、特別養護老人ホームは200人余りの人が入所待ちの状況。この事業はいなべ市民のみ利用できるの、29人は入所できる。

Q 入所できない人の対応は。

A 入所できない人は、今までどおり在宅介護となる。在宅サービスが充実するようケアマネージメントも含め、効率的なサービスの提供、新しいメニューを検討し、在宅サービス重視のサービスを展開をしていきたい。



ユニット型（イメージ）

Q ユニット型になると利用料が高くなるが、低所得者のために利用料を安くできるよう国に対して要望等はしているのか。

A 軽減措置として、1段階、2段階、3段階があり、低所得者は、基準から約半額になる。また、ひとり暮らしや所得がない人は、かなり安くなるような介護保険の施策になっている。

Q 在宅で介護しなければならない人にとって、どのような在宅サービスの充実が必要と考えるか。

A 市では小規模多機能型を検討しており、これを展開することで自宅にいても24時間体制がとれるよう構築していきたい。また、訪問看護、ケアマネジャーが自宅を訪問する制度もある。24時間体制については、市ではできていない。事業所に勧誘をしたい。



特別養護老人ホーム

いなべ市議会だより

Q 保育園の遊具の点検は。

A 通常の遊具の点検は毎朝と閉園後に園長が責任をもって点検しており、定期的に点検業者も入っている。



保育園の遊具

Q 元気交付金事業は約 1 割の一般財源で駐車場の整備ができるなど、補助率が非常に高いが事実か。

A 国の施策である元気交付金を活用して、北勢中学

校の駐車場や大安公民館前の駐車場などの、舗装を行う。今まで補助事業の対象にならなかった事業が今回、経済の活性化に向けて対象になるので、ほぼ補助金の中で事業が実施できる。

Q 北勢中学校駐車場や大安公民館前の駐車場整備の実施及び完成はいつ頃か。

A 平成25年度事業なので、これから実施設計に入り、年度内の完成を目指していく。



大安公民館前駐車場整備予定

産業建設常任委員会での主な質疑

平成25年度一般会計補正予算（第1号）

Q 用水路はどこを整備するのか。

A 員弁町では上笠田地内、堤外水路がある山田川の用水路14メートル。北金井地内、六把野ゲートの転倒堰2カ所900万円。藤原町では野尻地内、真名川の堤外水路6メートル、用水路350メートルの2カ所800万円。大安町では梅戸北地内、用水のポンプ1カ所を実施する予定。



山田川（上笠田地内）

議員から提出された発議 2 件

提出者 小川 克己

賛成者 奥岡 征士 衣笠 民子 清水 実 清水 隆弘

みんなで支え合う災害対策基本条例の制定（賛成多数可決）

私たちは、わが国を襲う地震、台風、豪雨等が大きな災害をもたらし、人々の平穏な暮らしとかけがえのない命を一瞬にして奪うことを改めて学んだ。

いなべ市は、東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されており、いつ大震災が私たちを襲うかわからない状況にある。いなべ市においても、数々の風水害、土石流等による多くの災害を経験してきた。

私たちは、これらの経験をとおり、人と人との支え合いや地域での助け合いが何よりも大切で、それは一朝一夕に築き得るものではないことを学んだ。日頃の地域のつながりの重要性を再確認するとともに、私たち自身の努力により、全てのいなべ市民のかけがえのない命と暮らしを災害から守らなければならない。

災害対策に関する基本となる考え方を定め、市に関わる全てのもの

の責任と義務と役割を明らかにし、災害に強く安全で安心なまちづくりを推進し、「災害に強いいなべ市」を次の世代につなげていく必要がある。

提出者 林 正男

賛成者 川瀬 利夫 太田 政俊 水貝 一道 小林 昌彦 多湖 克典

市議会の議員報酬の特例に関する条例の制定（賛成多数可決）

総務大臣からの要請に鑑み、平成25年7月1日から平成25年9月30日までの間に支給する議員の報酬の額を減額する措置を講ずる必要があるため、地方自治法及びいなべ市議会会議規則の規定に基づき、この発議案を提出する。

国家公務員の給与削減支給措置を踏まえ、今後、国と地方が「日本再生」に向け、地域経済の活性

化の加速等を図るとともに、税金の負担増など、国民、市民の理解を得るためには、地方議員においても「特別職 地方公務員」として、報酬の削減をもって、自らが身を削る姿勢を示す必要がある。

削減の内容は、「職員等の給与の特例に関する条例」を踏まえた形としている。

期間は平成25年7月1日から平

成25年9月30日までの3ヵ月間とし、削減率は10%。

反対 VS 賛成討論

本会議において反対・賛成の両方の討論があった議案は次のとおりです。

財産の取得について（いなべ公園整備事業用地）（賛成多数 可決）

いなべ公園の東側に新たに遊歩道を設置するため用地を購入するものです。

反対討論

石原 瞭 議員

「この時期 1 億円も出して 遊歩道を造る必要性がない」

造成工事、あずまやの建設、その後の維持管理などを考えると 1 億円を超す道になる。

遊歩道を造ってほしいという市民の要求の度合い、費用対効果などを考慮すると、必要性を感じられない。

賛成討論

太田 政俊 議員

「整備をしていなべ市をPR」

新しいいなべ市をつくるには、それなりに街の形を作っていかなければいけない。員弁大池の散歩道、遊歩道を造るということは、そこに人が呼び込める。いなべに行けばこういう場所があるということを知ってもらうためには、ぜひともこんな場所をつくって、提供して市民にサービスを訴えて、新しいいなべを形成し、いなべ市の新庁舎を建設する話になってくるわけである。みんなが盛り上げるべき。

平成25年度一般会計補正（第1号）（賛成多数 可決）

本年度に行った事業を詳しく調査し、それぞれ必要な経費を補正するものです。

反対討論

衣笠 民子 議員

「庁舎建設のための30億円の積み立ては、 市民への周知、合意形成のないまま 進められない」

2つの理由で反対。

1つは、基金設置条例の反対討論でも述べたように、庁舎建設は「いなべ市のまちづくりをどうするか」の議論なしに進めるべきではない。

もう1つは、財政的な問題。住民の生活は本当に大変。1例だが、3月定例議会で下水道料金の引き上げが決められた。先立つ下水道審議会の中でも、審議委員から市民生活の大変さが述べられ、「できれば市民の税金が入っている一般会計からの補助を求める」声も出ていた。下水道料金の引き上げで市民の負担増は2,600万円。今回新庁舎建設のためには一般会計から30億円の基金を積み立て。整合性、市民への周知や合意形成がない。

賛成討論

奥岡 征士 議員

「計画を立て資金運用すればよい」

マイホームを建てるときには長期の計画をもってお金に余裕のあるときに貯金をして、マイホーム計画を立てる。合併特例債など有利な資金が運用できるこの時期にこそ積み立てをして、3年ないし5年の期間を得て、市民の合意を得ながら、市民のマイホーム、庁舎の建設に取りかかるべきだ。

職員等の給与の特例に関する条例の制定について

(賛成多数 可決)

職員並びに市長、副市長及び教育長の給与を減額するものです。

反対討論①

石原 瞭 議員

「今回の職員給与 引き下げ要請は道理に合わない」

公務員の給与は、ストライキ権の剥奪と引き替えに、毎年民間との比較などをもとに、人事院の勧告が出されて決められてきた。

今回の削減は、全くそのルールを無視して出されてきたもので筋が通らない。

2つ目には、地方分権などと言いながら地方公務員の給与減額を指示し、交付税まで削っている。これでは地方自治は成り立たない。

3つ目には、アベノミクスのせいで、物価が上がっても賃金は上がらず、暮らしはますます苦しくなっている。政府自身も賃金の引き上げを言わざるを得ないなかで、今回の職員給与引き下げは、全く逆行する。怒りを持ってはねつけるべき。

賛成討論①

太田 政俊 議員

「公務員は奉仕者として減額すべき」

全体の奉仕者である公務員は素直に受け止めて、我慢をして、一層仕事に精励をして、「いなべ市の職員は給与よりもよく仕事をするな」という話になる。議会議員の報酬減額も、反対と言う人もあるかもしれない。同じように痛むところは痛むべき。

反対討論②

清水 実 議員

「国の言いなりになることはない」

自然災害や人災が到来する新しい時代に入って来た。国の言いなりになって職員の給料を下げることはない。

賛成討論②

清水 隆弘 議員

「大局を見極めよ」

「交付税削減で給与削減を求めるのは、地方の自主性、自立性を阻害するものだ」とか「労働基本権が制限されている公務員の給与は、人事院、人事委員会の勧告によるべきである」等の理由で反対するというのはよくわかる。しかし、大局を見極めることが大切だ。総務大臣からの文書にも「日本の再生」のために国と地方が一丸となって取り組みたいということで、防災・減災事業、地域経済活性化のために、地方公務員の給与削減を要請したものであり、理解できる。

市長の英断により年度末までではなく、まずは3カ月ということだ。公務員である市の職員は、自らの給与に関する問題であり、私情はいろいろあると思う。しかし、職員組合も合意したと聞く。憲法の問題において、職員一人ひとりが市民の奉仕者として、がんばろうと決意する崇高なる思いを心から讃える。

みんなで支え合う災害対策基本条例の制定について（賛成多数 可決）

災害対策に関する基本となる考え方を定め、災害に強く安全で安心なまちづくりを推進しようとするものです。

反対討論①

川瀬 利夫 議員

「議員が民意を無視してよいのか」

市民の命を守るために条例を制定しようとするものであるのに、パブリックコメント（市民からの意見の公募）も取らないのは市民不在のまま議員のおごりによるものである。「われわれは市民の代表の議員である」という答弁や過去に行政が行った防災に関係のないパブリックコメントの結果を引き合いに出し、コメント数がゼロであったという答弁だ。やらなくてもよいということにはならない。市民を侮辱するのも甚だしい。

市民の生命、財産を守る防災条例だからこそ、表現にしても厳格でなければならない。法令慣用を無視したものであり、最低のルールを守っていくべきである。民意を問うといっている議員が民意を無視することでよいのか。いなべ市議会として初めて制定する理念条例であればこそ、議会の信用を失う。私からすれば選挙前のパフォーマンスに付き合いきれない。

反対討論②

鈴木 順子 議員

「条件づくりの最低の基本を守るべき」

原案を否定しているのではないが、プロセスに問題がある。

条例を策定するからには特別委員会か検討委員会を設置し、議員間討議に時間をかけ、全議員の合意を求めていくことが必要不可欠。行政側が策定する以上の時間と慎重さが必要なはずである。議会は行政から出される議案に対して審査を行う重要な機関。最終原案はパブリックコメントを1カ月以上行うことが条例作りの最低の基本。パブリックコメントは今まで意見が出された実績がないからしないと説明された。実施した結果意見がなかったのと意見がないだろうからやらないとでは大きな違いがある。いわば試合を頑張ったけど負けたのと、負けるのが分かっているから棄権をしたということになる。市民に対して示す議会の態度とはいえない。行政ではつukれないような市民目線の条例をつくろうとしているのに短期間で策定し、賛成多数で押し切るのは無謀である。市議会の危機である。

賛成討論①

伊藤 弘美 議員

「議員から条例提案しないと進まない」

防災の事前活動や災害時に市民に指示・命令・指導を行うのは行政側の仕事である。議会は市の指示に追随し、市民を救助したり誘導するのが役目である。

「市の防災基本条例」は行政側から先に提案されるものと期待していた。

「安全で安心できるまちづくり」を推進する行政から「市の防災基本条例」が出されないの、会派代表で検討委員会を立ち上げ、外部から講師を招き全議員が勉強会に参加し、改めて防災対策について再認識をした。度重なる防災検討委員会を開催した末、提案されたことは、時を得たものであり、高く評価する。

賛成討論②

清水 隆弘 議員

「災害対策を法的に担保するためには条例が必要だ」

地方分権一括法により条例制定権の拡大が認められた。真の議会改革は「議会の政策・立案機能の強化」が本来の目的だ。条例をつくることや、そのための能力を高める事は議員の重要な役割の一つ。それをしないと「議会(議員)不要論」がなくなならない。市民の声を聞き、議場の内外で行政に働きかけるのも重要な議員の仕事だ。いわゆる陳情型議員と政策型議員、重要なのは双方の思考のバランス。合議機関の議会として会派、思想、信条を超えて議員同士が議論し、「防災」で一致点を見出し、条例が完成した。

東日本大震災や市内で多発する土石流災害等により、

行政中心の防災対策では不十分ということがわかった。包括的な災害対策の施策を法的に担保するには、「災害対策基本条例」が必要。名のとおり「みんなで支え合って」災害対策に取り組むことが必要だ。条例制定により、市が地域防災計画に基づいて進める各種施策の推進を後押しできる。

反対討論③

小林 俊彦 議員

「住民無視の条例制定に反対」

新聞紙上によると、発案者の議員は、災害後も防災意識が低いと、総括質疑の場では、住民のために災害防止条例を策定すると答弁。その話を総合すると防災意識が低い住民のために条例を制定するものと解釈できる。パブリックコメントも実施せず、住民無視の条例である。今、防災計画を策定中の折り、条例を制定する必要があるのか疑問である。

賛成討論③

岡 英昭 議員

「プロジェクト会議を経て、初の議員提案条例」

「継続審査に」という意見も理解できないではないが、初めての議員提案による条例策定ということで、先進地への勉強、大学の先生の指導や助言を受け、市役所の法務情報課等との条例案のすり合わせ等も行っている。

中学生にも理解される分かりやすい文言や「です、ます調」のやさしい表現方法や考え、工夫を出し合い、15回にも及ぶ真摯なプロジェクト会議を経て、できた初めの議員提案条例。

防災条例という性格上また理念条例であると言いつつも関係の人々を拘束することから全会一致で制定すべきであると考えます。

反対討論④

水貝 一道 議員

「今回の条例制定についてのプロセスに疑問」

条例制定の趣旨には賛同するが、プロセスには疑問があり納得できない。条例制定は極めて重いものである。

パブリックコメントが行われていない。主役のはずの市民からの意見聴取がされていない。議員全員での議論、協議が十分に行われていない。会派代表に事後報告をただけであり、執行部との意見調整、協議も十分とはいえない。条例の内容もあたりまえのことが列挙されたにすぎない。

賛成討論④

清水 実 議員

「災害に強いいなべ市をつくるには必要」

「全てのいなべ市民のかけがえのない命と暮らしを災害から守らなければならない」を合い言葉に、15回もの会議を重ねてきた。10数回も参加された同志が成果を見る前に脱会するという悲しい事態が発生し、誠に残念。脱会者の発言を糧として、災害に強いいなべ市を次の世代につなげていくために頑張ることを強調し、最後の最後まで全員の賛成を願う。

市議会の議員報酬の特例に関する条例の制定について（賛成多数 可決）

議員の報酬を減額するものです。

反対討論

石原 瞭 議員

「議員報酬は公務員給与と連動する仕組みにはない」

議員報酬は公務員給与と連動する仕組みではなく、人事院勧告のルール無視、地方分権に逆行する、政府も賃金引き上げを言わざるを得ない中で引き下げ要請は矛盾する。

賛成討論

清水 隆弘 議員

「議員も日本の再生のために自助努力を」

住民自治、民主主義の確立として、今後ますます議会の立法機能の充実が望まれる。その活動を支えるために費用がかかり、議員報酬はその目的に存在するものであると考える。1割カットは非常に厳しい。しかし市長が、副市長が、教育長が、そして市職員が自助努力をする。ならば議員も自助努力が必要となるのは必然。われわれいなべ市議会議員も「日本の再生」のために、できることから始めよう。

T P P(環太平洋戦略的経済連携協定)への参加に反対する請願（賛成少数 不採択）

請願提出団体

三重県保険医協会、三重県商工団体連合会、農民運動三重県連合会、三重県労働組合総連合、全日本年金者組合三重県本部、三重県生活と健康を守る会連合会、新日本婦人の会三重県本部、自治労連三重県本部、三重県民主医療機関連合会

反対討論

種村 正巳 議員

「この機会に改革に取り組むべき」

1. 現在日本の貿易は、額の規模や品目の多様化からしても、貿易の主導的立場にある。自動車産業をはじめ外国での生産が増加するなか、多国籍企業として一翼を担う国際企業に育っている。
2. 工業製品の品質管理や安全で安心な食料の生産においても世界をリードしている。
3. 人的交流では外国人労働者の受け入れに積極的な姿勢。
4. I S D条項（投資家対国家紛争処理）は一方的で不利を被る問題ではない。

5. 医療分野の混合診療が格差社会に繋がるとは考えにくく、新薬の早期承認、国際間の医療情報等も豊富になり受診・治療の選択肢も広がるはず。

6. すでに保険や投資分野では国際参入で定着しつつある状況。

7. 農業分野でも重要品目を聖域として守るのではなく、この機会を農業改革元年として、関係組織をあげて取り組むことが農業の将来に明るい展望が開けるはず。

国内各分野の既得権益で反T P P問題を論じるのではなく、T P Pへの参入は戦略的連携交渉であり、攻める貿易の生き残り策と捉える。

賛成討論

衣笠 民子 議員

「TPP参加は国の主権、 国民の安全・安心を壊す」

日米事前協議の合意では、①コメ、乳製品、砂糖など日本の重要産物である聖域確保の可能性がほとんどない。②米国側が日本の交渉参加の条件要求としていた牛肉、自動車、保険を日本側が早々と全面的に受け入れてしまった。③TPP交渉と並行して、非関税措置についても日米2国間協議を行い、TPP交渉妥結までにまとめることを約束した。

この間、①TPPがすべての関税・非関税障壁の撤廃という世界に類例のない危険な枠組みであること②交渉では米国の言うままに日本が譲歩を重ね、屈辱的な協定であることが浮き彫りになった。

ISD（投資家対国家紛争処理）条項は、進出企業が相手国政府の政策で損害を被ったと判断すれば、国際機関に訴えて損害賠償を請求でき、国民を守っていた国の法律や制度を進出企業が儲けやすく変えられる仕組み。導入で国民生活と日本の主権・国づくりが大きく脅かされる。医療分野も影響を受ける。

消費税増税中止意見書の採択を求める請願

（賛成少数 不採択）

請願提出団体 桑名員弁民主商工会

反対討論①

位田 まさ子 議員

「借金を残さないためにはしかない」

消費税が上がるのは痛恨の極みではある。しかしながら、この財政難の時、大きな災害もあり、これからますます高齢化が進むなか、将来の子どもたちに大きな借金を残すわけにはいかない。

賛成討論①

石原 瞭 議員

「4月からの消費税の 引き上げはやめよ」

消費税は平等な税ではなく、所得の低い人ほど影響の大きい税金。

消費税増税は決まったのではないかという人があるが、来年4月からの引き上げは、10月頃に「経済状況を総合的に勘案」して判断される。安倍内閣は、今議会の補正予算でも明らかなように、元気交付金など公共事業を乱発している。

物価が上がっても、賃金や収入が増えない状況で消費税が引き上げられては、大変だというのが国民の思い。

少なくとも来年4月からの消費税引き上げはやめよというのは、市民が一致できるところ。

反対討論②

奥岡 征士 議員

「社会保障を得るには 消費税の引き上げはやむを得ない」

消費税の引き上げを決めたのは、社会保障とセットのもの。現在のように非常に医療とか介護とか、あるいは教育にお金が必要になる時代に負担は軽く、恩恵は厚く、というわけにはいかない。社会保障と税は一体に改革をするべきだと思うので消費税は当然上げざるを得ない。

賛成討論②

伊藤 正俊 議員

「景気回復感がないなか 消費税引き上げに不安」

円安により、消費者物価が値上がり傾向、ゼロ金利、市民に景気回復感がないなかでの消費税引き上げに不安。

議案の審議結果一覧表

賛成と反対に分かれた案件

～ 下記以外の4 案件は全員賛成で可決しました ～

議長 水谷 治喜は採決に加わらない。 ○は賛成 ×は反対（付託委員会/総：総務常任委員会 教：教育民生常任委員会 産：産業建設常任委員会）

会 派			新政いなべ							政友クラブ			政和会			いなべ市議団 日本共産党		波 動		無 会 派	無 会 派	無 会 派
議 案 名	付託委員会	審議結果	小林 昌彦	位田 まさ子	岡 英昭	種村 正巳	伊藤 弘美	林 正男	太田 政俊	小林 俊彦	鈴木 順子	水貝 一道	多湖 克典	川瀬 利夫	水谷 治喜	衣笠 民子	石原 瞭	伊藤 正俊	奥岡 征士	小川 克己	清水 実	清水 隆弘
庁舎建設基金条例の制定について	総	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	×	×	○	○	○	○	○
財産の取得について（いなべ公園整備事業用地）	総	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	×	×	○	○	○	○	○
平成25年度一般会計補正予算（第1号）	総・教・産	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	×	×	○	○	○	○	○
市職員等の給与の特例に関する条例の制定について	委員会 付託省略	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	×	×	○	○	○	○	○
みんなで支え合う災害対策基本条例の制定について	総	可決	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	—	○	○	○	○	○	○	○
市議会の議員報酬の特例に関する条例の制定について	委員会 付託省略	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	×	×	○	○	○	○	○
T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）への参加に反対する請願	産	不採択	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	—	○	○	×	×	×	○	×
消費税増税中止意見書の採択を求める請願	総	不採択	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	—	○	○	○	×	×	○	×

一般質問

あなたの声を市政に

6月10日、11日に9人の議員が一般質問を行いました。なお、一般質問の全内容は後日、市ホームページ、「市議会のページ」、「会議録検索システム」から閲覧することができます。

1. 市内橋梁の維持管理

2. 幼児教育（保育）の現状

3. 教育再生改革



新政いなべ

岡 英昭

【質問1】 市内橋梁の老朽化の現状と将来の維持管理のあり方は。

【建設部長】 現在533橋の管理を行っている。50年以上経過のものも多くあり、修繕にはパトロール等を行い健全度を5段階評価。損傷が深刻化するまでに「予防保全型」へ方針転換し維持管理コストの削減に努める。



源太橋

【質問2】 保育園における年間指導計画の立案と保育の現状、保育士の資質向上策は。

【健康こども部長】 市保育カリキュラムに基づき全保育士で立案。さらに国の保育指針に沿った保育が行われるよう園長、担当課できちんとチェックをしている。老人施設での体験保育の内容も取り入れ、思いやりや優しさを身に付ける等の実践や各種研修会に参加させ保育士の資質向上を図っている。

【質問3】 教育委員会改革の内容や学力回復の方策と土曜日授業の復活の方向性は。

【教育長】 教育委員会は戦後一貫し政治的中立、安定性を保持し役割を果たしてきた。現在は多様化する子どもの姿、地域・社会情勢の変化、教員の資質等課題が山積みである。校長のリーダーシップの下、地域、家庭、学校また保小中の連携、学びのリレー、特色ある教育等により生きる力を育み学力向上を図る教育を実践している。土曜日休業は定着しており復活は考えていない。



新政いなべ

位田まさ子

1. 再び、市街化調整区域の
網掛けの解除を
2. 自動販売機を
災害対応型に変更せよ
3. 合併10周年記念事業の計画は

【質問 1】 ①昭和43年市街化調整区域になった当時の目的は。
②平成13年の法改正でなぜ解除できなかったのか。緩和後の経済効果は。
③今後の取り組みは。

【都市整備部長】 ①目的は乱開発の抑制。②中部圏開発整備法の対象で解除できず。緩和後51戸建築、5件の宅地分譲、さらに固定資産税、市民税、人口増、経済効果波及は間違いない。

【市長、副市長、都市整備部長】
③国、県に強く働きかけ、市街化調整区域内の規制緩和をできる開発基準があれば積極的に採用する。

【質問 2】 飲料が無償提供できる、人命を守る災害対応型自動販売機に変更は。

【総務部長】 企業と協議し、導入できるよう話をする。

【質問 3】 10周年記念事業は。

【企画部長】 特別な事はしないが、合併して良かったと思える年にしたい。



災害対応型自動販売機



新政いなべ

種村正巳

合併10年 道路建設計画の達成は順調か

【質問 1】 合併から10年。新市建設計画の中で道路整備の現状と進捗状況は。

【建設部長】 現在着工中の路線は2路線で事業ベースでの執行率について①市道笠田新田坂東新田線は15億円に対し9.75億円、執行率65%、平成27年度末に完成予定。②市道大井田3区292号線は6.6億円に対し4.29億円、執行率75%、平成25年度末に完成予定。

道路改良での効果と地域の発展は①市之原工業団地と東海環状自動車道いなべ南IC(仮称)とを直結するアクセス道路で大型車両や

通勤車両の通行緩和・地域住民の安全の確保や発展が期待される。②市道門前桑名線は(株)デンソー、東海コンクリート工業(株)の慢性的な交通渋滞で住民の生活にも支障をきたしている。市道大井田3区292号線は市道大安四日市線と国道365号を結ぶ幹線道路で渋滞を解消する目的。

【質問 2】 建設計画の路線は。

【建設部長】 ①市道西方上笠田線と市道大安東部線については今年度測量設計し、平成26年から事業に着工。②主要地方道四日市員弁線については用地交渉中。平成25年度は国道365号のかさ上げ工事、市道大安東部線の交差点前後の改良工事予定で平成30年代完成予定。一期工区は員弁川の架橋の新設と道路を900m。



市道笠田新田坂東新田線

体育行政・スポーツ行政を

いなべブランドに

～「箱物10年から健康いなべの

まちづくり10年に」～



波動

奥岡 征士

【質問2】 災害時活動拠点として購入した御園グラウンドの夜間照明設備がない、必要性は。

【総務部長】 付近自治会長から夜間照明を付けるなどの要望があった。

【質問3】 老人スポーツのグラウンドゴルフが盛んになっている。夏場の早朝練習など練習場の確保に苦慮しているが。

【教育部長】 御園グラウンドの利用を。設備は完備している。



老人会親睦グラウンドゴルフ大会

【質問1】 健全な精神は健全な身体に宿るとも言います。地域スポーツの発展・向上を図る施策をブランドに加えて、子どもから老人までが元気な「いなべ市に」を進めるため ①いなべ市民の国・県スポーツ大会における顕著な成績は年末の重大ニュースとして公表し、スポーツ意識を高めては。②中学校の陸上部やその他体育部の充実を図るために教育委員会や学校の前向きな取り組みは。③「美し国三重市町対抗駅伝大会」は株デンソー陸上部を頼って例年上位の成績を保っている。予選会へ選手誘導策とスポーツ人口の向

上策は。

【教育部長】 ①いなべ総合学園の柔道やレスリング、小学生の卓球や中学生の陸上など県、全国で活躍している。公表は今後検討する。

②生徒数や施設、指導者にアンバランスがあり難しい。

③体育協会とも協調して行く。

1. 小学校統合5年後でよいのか

2. 農業公園 65,000人が花を楽しみました

3. 藤原図書館、旧保育所、幼稚園の跡地活用は



波動

伊藤 正俊

だった。駐車場の整備をするなど交通渋滞の緩和に努めたい。今後に関しては議会に提案をする。

【質問3】 藤原図書館は今後閉鎖の方向か。

【教育部長】 行政改革の図書館に関する答申を受けて今年から本の読み聞かせ教室に模様替えするなど多用途化を進めている。



白瀬小学校

【質問1】 ①学校統合に関して寄せられた藤原町民の意見は統合を最優先、統合の時期は新設校舎の完成を待たずに白瀬小学校を使い統合するが70%を超えている、教育長が以前に示した平成31年、新設校舎完成後は5%だった。統合の時期に関する見解を再度聞きたい。②早急に統合を進めるには準備が整っていないと解釈。早める努力がほしいがどう考えているか。

【教育長】 ①小学校の統合に関しては保、小中連携を強め一貫性のあるものを考えている。

内容、時期については今年8月以降検討委員会を設立して進めたい。②できる限り早急に進めたい、努力する。

【質問2】 梅、ぼたんまつりとも大成功でシルバー、スタッフの皆さんに感謝。いなべ市の名所として育ち、町に大きく貢献することになる。

梅、ぼたんまつりの入場者数はどれほどか。今後の計画、目標は。

【農林商工部長】 梅、ぼたんまつり合わせて65,000人の入場者数



日本共産党いなべ市議団
衣 笠 民 子

1. デフレ不況脱出へ 地域経済の活性化

2. 住民の負担を抑える 下水道料金、国民健康保険料

3. 子どもの健康対策 風疹、熱中症対策

【質問 1】 不況の原因は賃下げと非正規雇用による所得の低下。
①国要請の公務員給与大幅引き下げへの考えは。②非正規職員も時給で正規職員並みに。③住宅リフォーム助成制度が北勢地域のいなべ市以外 4 市で実施。助成費用の10倍の経済効果。「耐震化優先のため取り組まない」と答弁だが、補助数の増加は 2 戸だけ。それでもなぜ取り組まないのか。

【市長】 ①地方自治の崩壊と市長会から大抗議している。財布を握っているのは国。苦慮している。

【総務部長】 ②県内ではいい条件。応募する人は納得している。

【副市長】 ③耐震化工事を優先したい。

【質問 2】 ①下水道料金引き下げに一般会計から繰り入れは住民合意が得られるのでは。②医療費患者負担の免除、徴収猶予は。

【水道部長】 ①早急に国の示すところまで値上げ。さらに基準内繰り入れだけで収支が合うよう値上げが必要。

【市民部長】 ②条件の合う人がなかった。周知を図るようにした。

【質問 3】 ①妊娠初期の風疹感染で赤ちゃんに障害が出る「先天性風疹症候群」の恐れがある。予防接種費用助成の考えは。②小中学校普通教室にエアコン設置の提案に「平成25年度に教室環境整備計画を検討」との答弁。進捗は。

【健康こども部長】 ①実施の準備に入っている。

【教育部長】 ②既設校舎の延命など調査、検討。エアコンの設置は考えていない。



麻しん風しん混合ワクチン



日本共産党いなべ市議団
石 原 瞭

新庁舎建設は慎重な検討が必要

【質問 1】 いなべ市の将来にとって大きな問題。①必要性は。②建設予算規模は。③新庁舎の条件は。④現在の 4 つの庁舎をどうするのか。⑤将来の財政難とは。⑥財政の推移は。

【市長】 ① 1 つは現庁舎の老朽化。大規模な修繕が必要となる。もう 1 つは職員の一体化。各部署単位の調整が疎遠になっている。② 50 億円。備品等の合併特例債対象外のものがあり、基金 30 億円をつくる。③災害に強い。土地を譲ってもらえることが大きな条件。

④利用できるものは活用。今後 20 年使えないものは壊し、代替施設を建てた方がよい。各庁舎に建設時の債務残はない。住民票のコンビニ交付の実施などで庁舎に来ることは減る。なくなる寂しさはあるので、代替施設、象徴的なものが必要。⑤交付税が合併 10 年後から減り始め、15 年後から約 10 億円減額となる。

【企画部長】 ⑥合併特例債の早期償還で利息も含め、将来負担を残さない姿勢を取っている。現在の運営を続けると、平成 23 年度決算で一般会計の基金が 110 数億円

だったものが 85～86 億円程度に落ちる。平成 27 年あたりで 100 億円弱ぐらい。平成 38 年ぐらいに底をつく。合併特例債で主な建設事業を終わらせ、その後投資的経費を減らさなければならない。経常経費も絞るため市民に負担をしてもらえば基金が底をつく事態が避けられる。



いなべ市役所員弁庁舎

1. イヌワシの保護管理を問う

2. 小学校の統廃合を問う



無会派

清水 実

【質問 1】 ①文化財担当部局として、今までの実績と今後の計画は。②教育長として、今までの実績と今後の計画は。

【教育長】 ①新町谷に営巣しているペアの餌場は藤原岳中心に行動しているものと思う。文化財部局としては、新町谷及び青川上流での踏査並びに目視視察だけだ。具体的な資料提出には時間がかかる。県との情報交換も実施したが、資料提出には時間が欲しい。②今後の管理と保護計画は、生態に関する学習と市民への啓発をしつつ、市民の保護意識を高めたい。

【質問 2】 (仮称)統合検討委員会がまだ設立されていないように思うが、内容など具体的に説明願いたい。

【教育長】 藤原町内では、8年後になると複式や複々式学級が8つもできる。そうならないように、ハード面とソフト面を5つの原則をもって資料を作成し、新しい委員会を8月に発足させたい。①学級配置の決定。②特色ある学校として小中一貫教育。③小学校区、中学校区の決定。④地域住民や保護者の意見集約。⑤学校施設の配置と建設の決定。



イヌワシ

1. 社会的に追い詰められた末の「死」をゼロのまちへ

2. 子どもたちに読書環境の整備を



無会派

清水 隆弘

【質問 1】 ①自殺(自死)者数は。②「いなべ命の電話」相談件数は。③自殺対策を総合対策として行っている。④未遂者把握と自死遺族のケアは。⑤教育現場での取り組みは。

【福祉部長】 ①平成17年から年平均11名。30、70代が多い。②月平均12.7件。③担当課だけではなく全体として取り組み、メンタルパートナーの養成を市民に啓発する。④していないが保健師の訪問、ミニサロン等で把握に努める。

【教育部長】 ⑤自殺について学習はしていないが、教員は自殺の研

修を受講し、命の大切さを題材にして授業をする。

【質問 2】 ①いなべ市子ども読書活動推進基本計画の後は。②学校図書整備の地方交付税に対応した取り組みは。③学校図書館図書標準の達成は。④新聞活用、NIE教育の導入は。⑤司書教諭の配置は。⑥市立図書館との連携は。⑦市立図書館の後は。

【教育部長】 ①平成26年3月が期限で見直しを今年度行う。②学校図書費は一小学校あたり約37万円。一中学校あたり約77万円。今後も

図書購入は予算を計画的に国の財政措置に上乗せして予算化する。③小学校10校、中学校3校が満たしている。④※NIE教育には特化していないが、総合学習で新聞を活用する。⑤小学校14校、中学校3校に配置。⑥連携のため、学校図書のデータベース化を実施中。⑦行政改革の答申に基づいて一館に統一を進める。

※NIE教育…新聞を使った教育



命の相談電話

総括質疑 Q & A

地域密着型小規模特別 養護老人福祉施設

Q 開設時期は。

A 平成26年3月末に完成、平成26年4月以降開設。

Q 料金は。

A 既設の30床以上の特別養護老人ホームの利用料と同じタイプであれば同額。翠明院は多床室型、アイリスは多床室型と従来型の個室の併用。今回はユニット型の個室で金額が異なる。

例) 通常の所得がある場合
(要介護1)

多床型	6万9,690円
従来型個室	9万3,210円
ユニット型	12万 270円

(要介護5)

多床型	7万7,940円
従来型個室	10万1,640円
ユニット型	12万8,730円

所得が低い場合は、減額になる。

新庁舎建設

Q 計画を早く作成すべきだが。

A 合併特例債が5年間延長(平成30年度まで)になったため、合併特例債が適用できるよう準備のために新庁舎建設基金をつくる。

いなべ公園整備

Q 利用者ガイドは。

A 今後、公園のあり方を考えていくのでその中で検討。

Q 利用状況、利用者の要望は。

A 入園者数は年間約6万3,000人。子ども連れの家族、保育園や小学校の遠足。最近では

年間を通じてウォーキング客が増えている。遊歩道を広げてほしいとの要望がある。

Q 今回の整備による変化、いなべ公園の今後は。

A 森林浴を楽しめる空間が増え、市内、市外から利用が増える。池の北側も公園整備し、員弁大池を囲むように整備し、自然を生かした公園としていきたい。

元気交付金事業

Q 元気交付金の交付限度額は。

A 最終的な交付額は未定だが、1次内示で1億4千万円計上。

Q どのような配分で予算化されているか。

A 平成24年度補正予算、当初予算にはない。今回補正予算に事業費ベースで1億5,901万円。差額は追加内示分、入札差金。補助金を満額利用できるように予算化した。

Q 緊急経済対策としていなべ市での効果は。

A 景気対策として地方も事業を行うよう、地方負担分も元気交付金として国が出すというもの。景気対策としての国庫補助事業は、平成24年度補正予算で2億7,600万円、当初予算で1億8,600万円あわせて4億6,000万円ほどの事業を実施する。市の負担分2億円余りの70%、約1億4,000万円が元気交付金となる。

通常、当初予算で約39億円が投資的経費。今回、国庫補助事業と元気交付金あわせて6億2千万円ほど、比率で15.7%。16%ほど通常より追加で事業がされるため、経済効果がある。

災害対策基本条例

Q だれのための条例か。

A だれのためというものではなく、「みんなで支え合う」とあるように、すべての住民が安心安全に暮らせるようにするもの。

Q パブリックコメントは行ったのか。

A 行っていない。パブリックコメントは今後の課題。

Q 公文書として、法令として厳格性を欠く表現が多いと思うが、修正をする考えはあるのか。

A 行政がつくる条例なら厳格な条文になるが、議員が作る条例ということで、わかりやすさを重視し、「です、ます」調にした。全国に多くはないが、「です、ます」調の条例もある。修正する考えはない。

Q 公文書として、法令として厳格性を欠くことはないのか。

A 法令上は「である」調にしなければならない規定はない。「しましょう」は市民に対する呼びかけ、「しなければならない」「努めるとする」というように義務づけではない。判断は立法機関として議会が行うもの。

住宅ローン減税

Q 今回の住宅ローン減税の改正で恩恵を受ける世帯数は。

A 住宅建築実績は平成25年度185軒(平成24年度建築)、住宅ローン控除適用者759人、新規住宅ローン控除適用者97人。新規97人程の推移でいくのではないかと。市税の減収は全額国費でまかなわれる。

教育民生常任委員会 視察研修（7月2日～3日）

1. 福祉でまちづくり（長野県茅野市）

茅野市のまちづくりは、市民・民間主導、行政支援による公民協働の「パートナーシップのまちづくり」により進められてきました。

構成メンバーは、開業医の先生、ボランティア、保健補導員、民生委員、民間福祉施設のかたがたなど最終的に200人余りの市民がプラン作りに参加。

第1のステージとして、福祉、環境、教育などの直接市民生活に即した施策は、市民の生活実態や生活課題を踏まえ、生活者の視点による課題解決が必要とのことで、実際に活動している市民やグループ、民間事業者などによる分野別の市民ネットワーク（市民主導型プロジェクト）を立ち上げられました。

第2ステージとして、地域の生活課題の共有化とその課題を地域で解決する「自助・共助のシステムづくり」に向けて、地域コミュニティの活性化と活動推進のしくみづくりを手がけてきました。

福祉21ビーンズプランの基本設計は子ども、家庭、障がい児（者）、高齢者の地域自立生活支援や、地域における健康づくり、生きがいづくりに関係する相談を受けたり、保健福祉サービスを提供したり、ボランティア活動など住民活動の拠点ともなる「保健福祉サービスセンター」を地域（エリア）ごとに設置し、住民にとって身近で何でも相談できる「ワンストップサービス」の仕組みにし、24時間体制で電話相談を行って

いるそうです。

いなべ市における福祉施策についても、子育て、障がい児（者）への支援、健康づくり対策など、先進的な取り組みを行っている事業もありますが、茅野市のような、市民とともに「福祉によるまちづくり」を目指す姿勢は非常に画期的な取り組みでした。



茅野市議場

2. 廃校を活用して食の複合施設（山梨県北杜市）

「株式会社おいしい学校」は、北杜市、JA、金融機関、地元民間企業などが株主になり、設立されました。廃校を活用して「地域農産物活用型総合交流促進施設」を運営。施設には、飲食店、パン製造・販売、パン教室を実施。また、宿泊、公衆浴場があり、地元の農産物・加工品の販売もされています。

おいしい学校の隣には、大正時代の木造校舎をモデルにした農業体験農園施設「大正館」があり、田植え、稲刈り等の農業体験を始め、山梨県の郷土食「ほうとう作り」、「そば打ち」のほか陶芸、工芸、ドライフラワー作りと豊富なメニューを取り揃え体験教室を実施。また、その隣に、ハイカラな

外観と木造が特徴の明治時代の擬洋風木造校舎を保存した歴史資料館が並んでいます。資料館の中には、始業の鐘、足踏み式オルガン、鼓笛隊の楽器など懐かしい学校教材に触れて体験できます。1階はカフェになっており、地元の憩いの場や観光客との交流の場になっています。これらを総称して「三代校舎ふれあいの里」と名づけ、都市と農村の交流の拠点として行政と地元住民が協力しながら運営されています。

明治、大正、昭和の3つの時代に建築された校舎を同じ場所に復元し、それぞれ違った形で運営をしているケースは全国的にも非常に珍しいとのことで、廃校利用の成功例としても紹介されている施設です。

設です。

いなべ市でも山間部においては少子化にともない、人口減少傾向にあり、小学校の統合の検討が進められています。廃校の利用をどのようにしていくか、今後の課題です。



北杜市「おいしい学校」

議会運営委員会 視察研修（5月16日～17日）

市議会改革の先進地に学ぶ（静岡県牧之原市、富士市）

市民が参画しやすい開かれた議会の実現と充実した議会運営を図るため、議会運営委員と議長、副

議長は、牧之原市と富士市を訪問。両市の先進的な取り組みについて学びました。

視察研修で学んだ成果を、今後の議会運営に大いに生かしていきたいと考えています。

牧之原市は、人口が約4万9,000人の静岡県の中西部、駿河湾の西端に位置し、平成17年10月に2町が合併して誕生。

議会として基本的な事項を定めた「議会基本条例」の施行は、平成21年10月。条例をもとに、市民と意見交換の場としての議会報告

会や議会に関するアンケート調査、インターネット中継（ライブ・録画）などを行っています。

富士市は、静岡県の東部に位置し、富士山の南麓に広がった人口約26万人のまちです。

平成23年4月に施行された「議

会基本条例」に基づき、議会報告会や市民の意見を聴取し議会活動に反映させる議会モニター、インターネット中継（ライブ・録画）などを行っています。

また、決算における事業評価を昨年9月の定例会から実施しています。



牧之原市議会



富士市議会

議会だより編集方法の研修に行きました

5月13日（月）愛知県武豊町議会、5月14日（火）静岡県清水町議会において議会だよりの作成の方針や編集方法などの研修を行いました。

研修で学んだことを取り入れ、さらなる議会だよりの内容充実と編集方法の向上を目指します。



清水町視察研修



武豊町議会

政務調査費の報告

政務調査費とは、議員報酬とは別に議員の知識、資質向上のため交付される調査研究費です。いなべ市では交付申請のあった会派に対して会派の所属議員に月額30,000円を乗じた金額を年に2回に分けて交付しており、収支報告書には

領収書などのすべての証拠書類などの写しを添えて報告することとなっています。

なお、政務調査費は地方分権一括法の施行等により、地方議会やその議員の活動がより重要となったことから、平成12年の地方自

治法改正により制度化されました。この改正に伴い、各自治体の条例により導入されています。いなべ市では平成22年4月から条例に基づき施行しています。

平成24年度 いなべ市議会 政務調査費 収支報告

(単位：円)

会派名	新政いなべ	政友クラブ	政和会	日本共産党いなべ市議団	波 動	自由改革クラブ	市民の会	創 生
所属議員	太田政俊 林正男 伊藤弘美 種村正巳 岡英昭 位田まさ子 小林昌彦	水貝一道 鈴木順子 小林俊彦	川瀬利夫 水谷治喜 多湖克典	石原 瞭 衣笠民子	伊藤正俊 奥岡征士	小川克己	清水 実	清水隆弘
項目								
交 付 額	2,520,000	1,080,000	1,080,000	720,000	720,000	0	360,000	360,000
研究研修費	530,290	637,080		110,960	14,100			31,300
調 査 旅 費	809,500		933,824					80,690
資料作成費								
資料購入費			26,800	8,560	75,620			500
広 報 費	919,485	349,008	116,340	600,480	329,253		360,000	188,960
広 聴 費					242,394			53,950
人 件 費					10,000			
事 務 費					40,300			4,600
その他経費	6,300							
合 計	2,265,575	986,088	1,076,964	720,000	711,667	0	360,000	360,000
返 納 額	254,425	93,912	3,036	0	8,333	0	0	0

※政務調査費交付額は会派所属議員数×30,000円×12カ月で計算しています。

項目と内容等については以下のとおりです。

項 目	内 容	摘 要
研究研修費	研究会の開催や他団体主催の研究会参加などの経費	会議費、講師謝金等
調 査 旅 費	先進地調査や現地調査を行う経費	旅費、宿泊費等
資料作成費	資料を作成する経費	印刷製本代、事務機器購入、リース代等
資料購入費	図書や資料などを購入する経費	書籍購入費等
広 報 費	会派や議員の調査研究活動や市政などの報告経費	広報紙印刷費、会場費等
広 聴 費	市政などについて市民の意見聴取などを行う経費	印刷費、茶菓子代等
人 件 費	調査研究活動を補助する職員を雇用する経費	
事 務 費	調査研究活動に必要な事務所を設置し管理する経費	備品購入費、事務用消耗品費購入費、リース代等
その他経費	上記以外の経費で会派の行う調査研究活動に必要な経費	

クイズ

問1 いなべ市で初めて議員提案により制定された条例は。
いなべ市 ○○○○ 支え合う
災害対策基本条例

問2 今回遊歩道を整備する公園はどこでしょう。
①いなべ公園
②農業公園
③万葉の里公園

問3 新庁舎建設に向けての基金積立金額は。
①100億円
② 30億円
③ 10億円

答えはすべて「紙面の中」にあります。
ぜひ、ご応募ください。

応募方法

官製はがきに「答え」・「住所」・「氏名」・「年齢」を記入してお送りください。

正解者の中から抽選で15名の方に「図書カード」をプレゼントします。

☆あて先 〒511-0292

いなべ市大安町大井田2705番地

大安庁舎内 いなべ市議会 議会事務局

☆締切日 平成25年8月23日(金)《当日消印有効》

※応募いただく「はがき」にスペース(空白)ができましたら、「議会だより」や「議会」に対するご意見やご感想もぜひお書きいただき送付ください。

なお、「はがき」にご記入いただいた個人情報につきましては、目的以外に一切使用いたしません。



全国市議会議長会表彰受賞

全国市議会議長会の定期総会において、市議会正副議長として4年市政の振興に努めた功績が称えられ、太田政俊議員が表彰を受けました。

編集後記

6月定例議会では、議員提案による「いなべ市みんなで支え合う災害対策基本条例」が審議され、制定されました。議員提案による条例の制定は初めてということもあり、総括質疑等での審議を経て、討論では各意見が活発に出されました。また、新庁舎建設に向けて、30億円の基金の創設が決まりました。新庁舎は市民の皆さんにとって大きな問題です。具体的なことはこれからになります。紙面を参考に皆さんからもご意見をいただけたらと考えます。

広報編集委員会はさらなる向上を目指して先進地を視察研修してきました。特に「見やすさ」「わかりやすさ」に留意して作成に取り組んだところです。

恒例になったクイズの出題ですが、初めての方も議会だよりを開きながらご家族でお考え下さい。応募の折りには、ぜひ、ご意見、ご感想もお書き添えください。次号で紹介させていただきます。

9月定例議会(予定)

◆開会日……………9月 2日(月)
一般質問……………9月 4日(水)
……………9月 5日(木)
総括質疑……………9月10日(火)
総務常任委員会……………9月11日(水)
教育民生常任委員会…9月12日(木)
産業建設常任委員会…9月13日(金)
◆閉会日……………9月20日(金)

皆さんからのご意見、
ご感想をお待ちしております。

連絡先

〒511-0292

三重県いなべ市大安町大井田2705番地

いなべ市議会 議会事務局

TEL(0594)78-3515/FAX(0594)78-3516

<http://www.city.inabe.mie.jp/~gikai/>